**農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画**

平成３１年１月

高知県宿毛市

1. **農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に**

**よる農山漁村の活性化に関する方針**

宿毛市は、四国の最南端(東経132度43分、北緯32度56分)に位置し、西には高知県唯一の有人離島沖の島、鵜来島があり総面積は286.15平方Km(平成21年10月1日現在)となっている。地形は、全般的に山岳・丘陵地帯で構成され、篠山を主峰とした全域の約84%が森林地帯となっている。  
　農林業では、温暖な気候を生かした野菜の露地栽培、ハウスを使った施設園芸、海に面した南斜面での果樹栽培などが盛んに行われ、宿毛の特産品として市場に流通している野菜や果樹が多くある。  
　このような中、平成27年1月に、築用材として利用されず廃棄されてきた未利用木材部位や、樹皮、製材廃材をエネルギー源とした木質バイオマス発電所が稼働したことにより、山間地域での雇用の拡大や森林などの再生可能な資源を利用したエネルギー供給などを通じて、森林資源の有効活用と林業や関連事業に貢献し、地域の活性化と発展を目指すこととする。

**２.　再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域の所在 | 面　積 | 備　考 |
| 高知県宿毛市平田町戸内3661番55 | 22,245㎡（平地）  16,871㎡（法面） | 木質バイオマス発電施設 |

**３.　２の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 発電設備の種類 | 発電設備の規模 | 備　考 |
| 木質バイオマス発電 | ６．５ＭＷ |  |

**４.　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項**

該当無し

**５．　再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項**

木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用材チップを納入業者から長期的かつ安定的な価格で買い取ることで、未利用材の利用拡大につなげ林業の活性化や森林整備の推進に寄与し、重油等化石燃料に替わる持続可能で環境に優しい燃料として、地域の山林や製材所等から出る端材を原料とした木質ペレット燃料の製造販売を行い、地域の施設園芸を中心に安定供給を行うことで、地域の農林業の持続的な発展に取り組む。

また、燃料材を燃やした灰を特殊肥料として農家に安価で販売する。

**６.　自然環境の保全との調和その他の農林漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項**

（１）自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

（２）景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

**７.　農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に**

**よる農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価**

（１）目標

木質バイオマス発電において、年間4,800 万kwh の発電及び約10万トンの未利用材の安定供給を図るとともに、燃料材を燃やした灰を特殊肥料として農家に安価で販売することで、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

（２）目標の達成状況についての評価

（１）の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備者は、認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を宿毛市に報告することとする。また、宿毛市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

**８．再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項**

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うものとする。

**９．農林地所有権移転等促進事業に関する事項**

該当事項なし

**10．その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発**

**電の促進に関する事項**

（１）ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

（２）設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

（３）区域外の関係者との連携

宿毛市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、宿毛市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。